



山形県公報

令和3年1月12日(火)
第170号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……15
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……16
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……17
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- まあじに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……18

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………19

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定手続開始の決定……………(県土利用政策課) ……21

正 誤

告 示

山形県告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉 田 ひ ろ ゆ き 歯 科 医 院	上山市金生西一丁目6番36号	令和 2. 5. 1
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン コ テ ィ エ	新庄市大手町2番68号2階	同 7. 1
タ ク ミ 歯 科 診 療 所	酒田市中町二丁目2番12号	同 8. 1

カワチ薬局 鶴岡東店	鶴岡市伊勢原町4番47号	同 9. 1
ウエルシア薬局 鶴岡砂田町店	鶴岡市砂田町6番41号	同
クレア薬局 芳賀店	天童市芳賀タウン南三丁目7番5号	同
マルイチ鈴木薬局	長井市本町一丁目7番7号	同 9.22
上花沢薬局	米沢市東三丁目4番38号	同 10. 1
杏仁薬局	米沢市中央六丁目1番223-1	同
ウエルシア薬局 上山弁天店	上山市弁天一丁目11番36号	同
エース薬局	東根市神町北一丁目3番40-1	同
ふれあい薬局	最上郡真室川町新町475番地5	同
医療法人あい友会 あい庄内クリニック	東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1	同
みみはなのど さいとうクリニック	米沢市東三丁目4番36号	同 10.19
ウエルシア薬局 米沢中央5丁目店	米沢市中央五丁目2番50号	同 11. 1
さとう耳鼻咽喉科医院	鶴岡市美咲町18番18号	同
グリーン薬局 みさき町店	鶴岡市美咲町18番15号	同
にしき調剤薬局	鶴岡市錦町17番6号	同
さくらんぼクリニック	東根市大字羽入2098-4	同 11. 6
キズナ薬局	米沢市大町三丁目6番10号	同 12. 1

山形県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
短期入所療養介護事業所須田整形外科医院	介護予防短期入所療養介護	上山市美咲町一丁目2番18号	平成30. 3. 20

山形県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
田 邊 ミ チ	名 倉 堂 整 骨 院	東根市神町北二丁目4番10号	令和 2. 3. 1
伊 藤 江 理 香	は り き ゅ う 香 堂	鶴岡市大塚町21番16号	同 4. 27
梅 津 宏 一	梅 津 接 骨 院	長井市高野町二丁目8番2号	同 5. 1
岩 崎 沙 絵 子	ふ た ば 接 骨 院	飽海郡遊佐町菅里字十里塚193番地279	同 11. 27

山形県告示第23号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第24号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第25号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第26号

次の開発行為は、完了した。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和2年10月23日 指令村総建第215号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字大塚字大塚315番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山形市陣場一丁目10番15号 サンライズ陣場103号 後藤 雅貴、後藤 尚未

山形県告示第27号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

〃 名取エアリ支店	名取市杜せきのした五丁目3番地の1	〃 〃
〃 明石台支店	富谷市明石台六丁目3番6	〃 〃

を

〃 明石台支店	富谷市明石台六丁目3番6	〃 〃
---------	--------------	-----

に、

〃 泉中央支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃
---------	-------------	-----

を

〃 名取エアリ支店	〃	〃 〃
〃 泉中央支店	〃 泉区桂一丁目1番1	〃 〃

に改める。

別表第5中

酒田市中町三丁目6番3号	〃 酒田中央支店
--------------	----------

を

酒田市中町三丁目6番3号	〃 〃
--------------	-----

に、

〃 東大町支店	〃 東大町二丁目1番16	〃 〃
〃 富士見町支店	〃 富士見町三丁目2番地3	〃 〃

を

〃 東大町支店	〃 東大町二丁目1番16	〃 〃
---------	--------------	-----

に改める。

附 則

この規程は、令和3年1月15日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、同月18日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年1月12日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕谷真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,295人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 214,344人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,868人	上山市	8,668人	南陽市	8,760人
米沢市	22,431人	村山市	6,747人	東村山郡	7,163人
鶴岡市	35,482人	長井市・西置賜郡	15,302人	最上郡	10,866人
酒田市・酒飽海郡	32,897人	天童市	17,264人	東置賜郡	10,710人
新庄市	9,851人	東根市	13,181人	東田川郡	8,005人
寒河江市・西村山郡	22,271人	尾花沢市・北村山郡	6,453人		

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において令和3年5月12日まで縦覧に供する。

令和3年1月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイントパークコム・薬王堂寒河江西根店
寒河江市大字西根字石川西266番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
伊藤建設株式会社	寒河江市字下河原1番地	伊藤力

株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷辰弘
---------	-------------------------	------

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社薬王堂	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地	西郷辰弘
松田書店	寒河江市本町三丁目11番8号	松田隆
株式会社芳村屋商店	寒河江市八幡町1番8号	阿部朋三
その他は未定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年8月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,700平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 67台
- (2) 駐輪場の収容台数 15台
- (3) 荷さばき施設の面積 37平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
すべての小売業者	午前6時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前5時45分から翌午前0時15分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和2年12月18日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年5月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第30条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用及び使用の裁定手続の開始を決定した。

令和3年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（酒田みなと～遊佐・山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台地内から同町宮田字長沼地内まで）及びこれに伴う一般国道改築工事
- 3 裁定手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 飽海郡遊佐町比子字服部興野

地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
15番67	畑	畑	217	217.60	148.52	1.78

- 4 土地所有者の氏名及び住所
(1) 氏名 不明。ただし、表題部所有者土門寅又はその相続人
(2) 住所 不明
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁定手続の開始を決定した日
令和2年12月17日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 1. 9	第2908号	9	5	救急病院等の告示	救急病院等の申出の撤回

令和3年1月12日印刷
令和3年1月12日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県